

參考資料編

— 参考資料目次 —

1. 西海市教育振興基本計画条例	1
2. 策定委員会への諮問	3
3. 策定委員名簿	5
4. 策定委員会の審議の経過	6
5. 教育の現状	
(1) 市に関する基本データ	
①西海市の人口構造の推移	7
②産業別就業人口	9
③教育施設の状況	10
(ア) 公民館	
(イ) 文化施設	
(ウ) スポーツ施設	
(2) 学校に関する基本データ	
①学校数	15
②児童生徒数の推移	15
③教員数	16
④高等学校への進学先	17
(3) 教育財政に関する基本データ	
①本市の財政状況	18
②一般予算に占める教育費の割合	19
③教育予算の状況	20
(参考) 教育基本法	21～

西海市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 20 年 3 月 28 日

西海市条例第 24 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、西海市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 西海市立小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表
- (2) 西海市内社会教育及び社会体育関係団体の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係人の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 40 号）の規定により実費弁償を支給する。

（報酬等）

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）に定めるところによる。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

20 西海教総第 165 号

平成 20 年 6 月 30 日

西海市教育振興基本計画策定委員会

策定委員会委員長 様

西海市教育委員会

教育委員長 寺 本 温

西海市教育方針及び西海市教育振興基本計画のあり方について（諮問）

西海市教育振興基本計画策定委員会条例第 2 条に基づき、下記の理由及び検討事項を添えて諮問します。

【 理 由 】

- 平成 18 年 12 月に公布・施行された新たな「教育基本法」において、市は、国や県の教育の振興に関する基本計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。
- 国は、平成 20 年 4 月、中央教育審議会から「教育振興基本計画について」の答申を受け、その内容を公表しました。また、長崎県は、平成 20 年 1 月、長崎県教育振興懇話会から「長崎県教育方針」の改定及び「長崎県教育振興基本計画」の策定についての答申を受け「素案」として、その内容を公表するとともに県民への周知、啓発を図っております。
- 西海市は、平成 17 年 4 月 1 日の合併を前に、旧 5 町の教育長会において「西海市教育方針」を策定し、それを今日まで継承しております。また、教育振興のための施策については、平成 18 年 9 月に策定した「西海市総合計画」の教育分野の取り組みとして位置づけております。
- 教育基本法改正の趣旨並びに国や県が策定した教育振興基本計画を参酌するとき、本市の「教育方針」及び「総合計画教育分野」を見直し、改善すべきであると考えます。

【検討事項】

- 1 現下の教育諸課題に対応し、「生きがいと未来を創造する教育の里づくり」の指針となる「西海市教育方針」について、検討をお願いしたい。
- 2 西海市のよき教育風土である「協働による教育」を基底において、教育施策を総合的且つ計画的に推進するための「西海市教育振興基本計画」の策定について、検討をお願いしたい。

西海市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(注) 区分毎に五十音順、敬称略

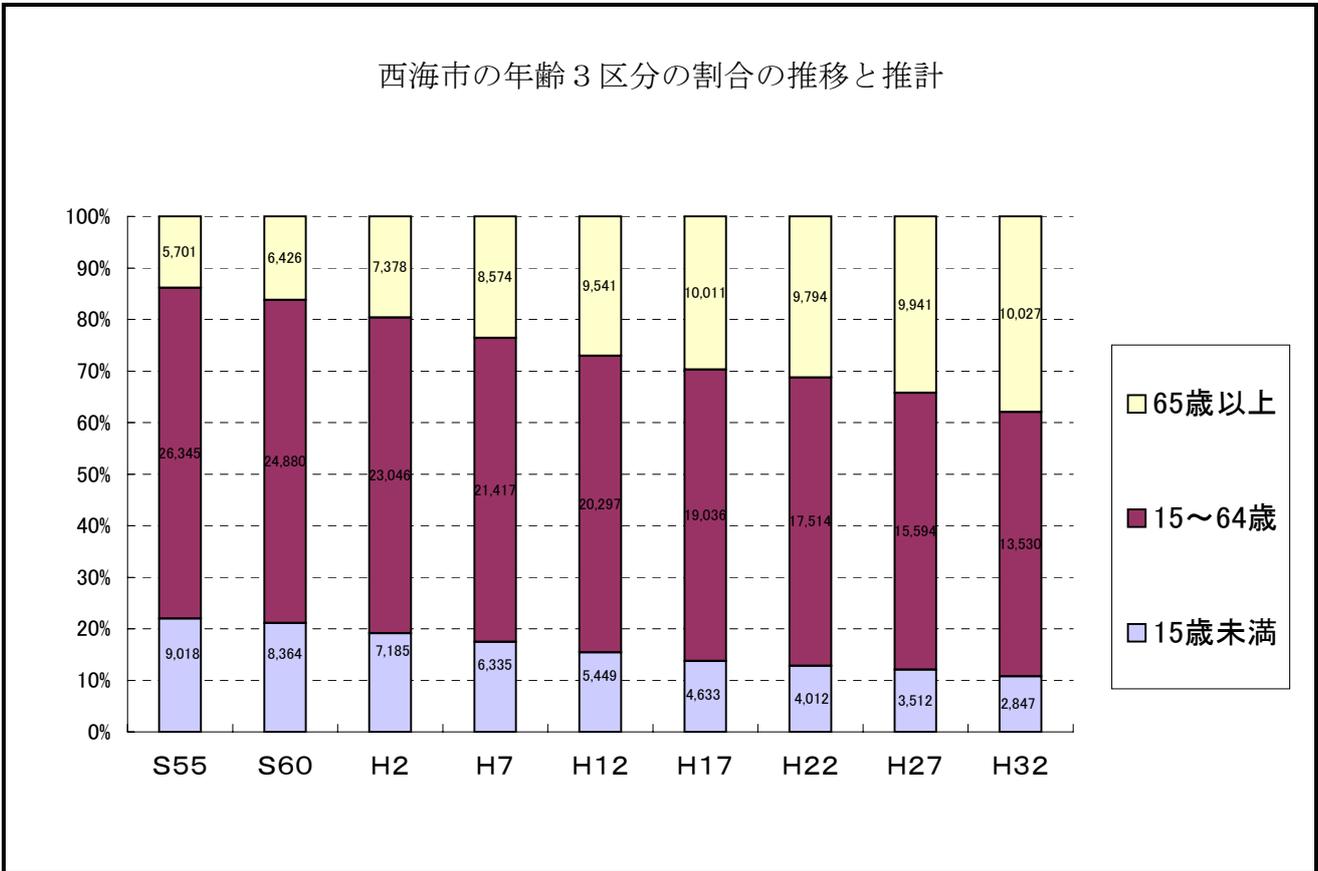
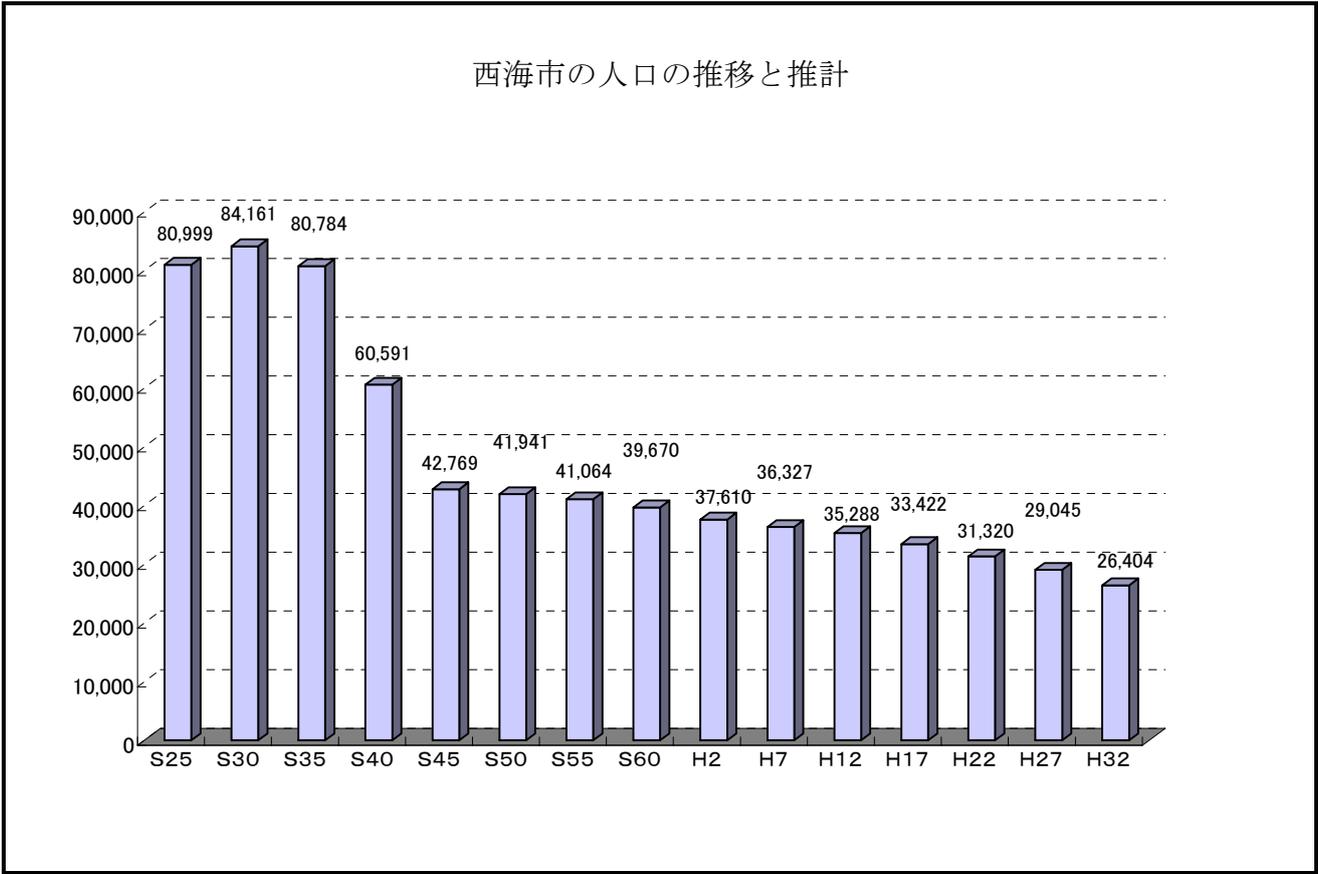
条例の区分	氏 名	役 職 名	摘 要
学校関係者	久保山 好明	市立瀬戸小学校長	副委員長
	中 富 洋 幸	市立西彼中学校長	
社会教育関係者	井 上 清 子	SaikaiYoungNetwork 西彼地区代表	
	松崎 由紀子	市文化団体協議会 会員	
	村 田 利 夫	市P T A連合会会長	
	吉 村 芝 子	市社会教育委員会副委員長	
学識経験者	小 田 恒 治	元長崎市立長崎中学校長	
	島 内 徹 郎	(財)長崎県体育協会クラブ育成アドバイザー	
	橋 本 健 夫	長崎大学教育学部教授	委員長
公募委員	榊 原 智 子		

西海市教育振興基本計画策定委員会の審議経過

年 月	検 討 事 項	備 考
平成20年 4月	※教育振興基本計画策定の準備等	事務局
5月	※教育振興基本計画策定の準備等	事務局
6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 委員会への諮問 ・ 西海市教育の現状について ・ 西海市教育方針について 	第1回
7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西海市教育方針について ・ 西海市教育振興基本計画の構成について 	第2回
8月	【休 会】※主要施策の策定	事務局
9月	【休 会】※主要施策の策定	事務局
10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今度5年間に目指す重点目標（教育努力目標）について ・ 西海市教育振興基本計画（素案）について 	第3回
11月	【休 会】	
12月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西海市教育振興基本計画（素案）について 	第4回
平成21年 1月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西海市教育振興基本計画（素案）について 	第5回
1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西海市教育振興基本計画（素案）について ・ 答申の取扱について 	第6回
2月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西海市教育振興基本計画（素案）答申 	

(1) 市に関する基本データ

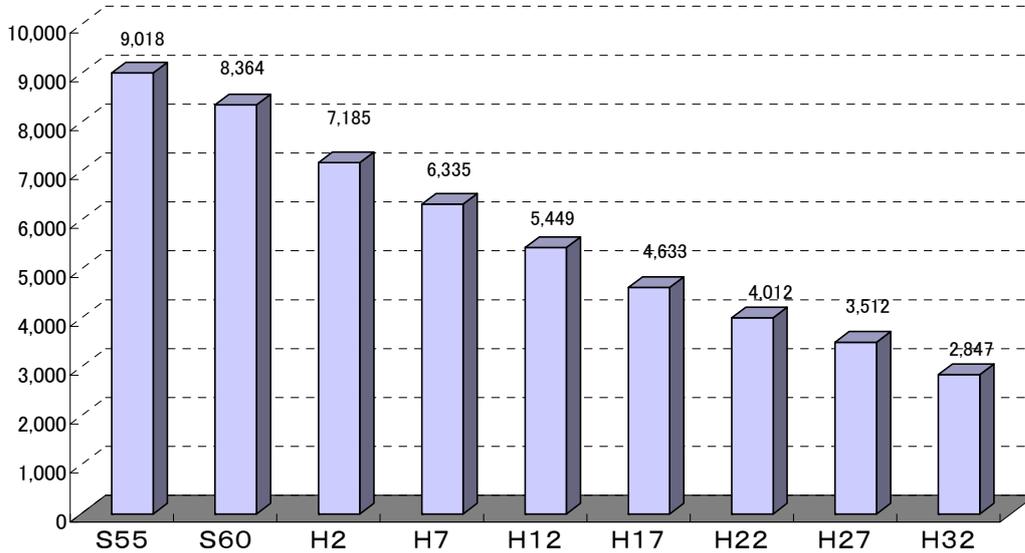
① 西海市の人口構造の推移



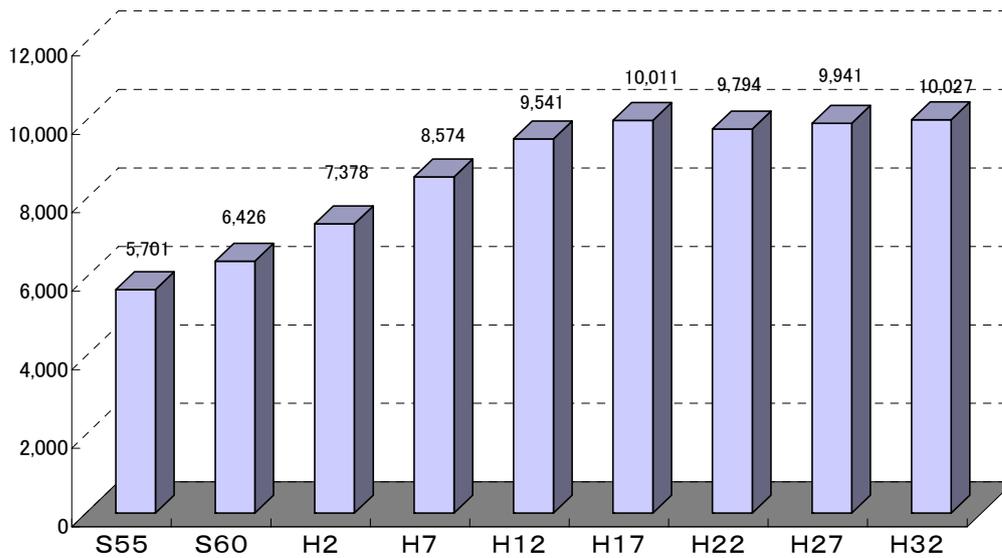
(1) 市に関する基本データ

① 西海市の人口構造の推移

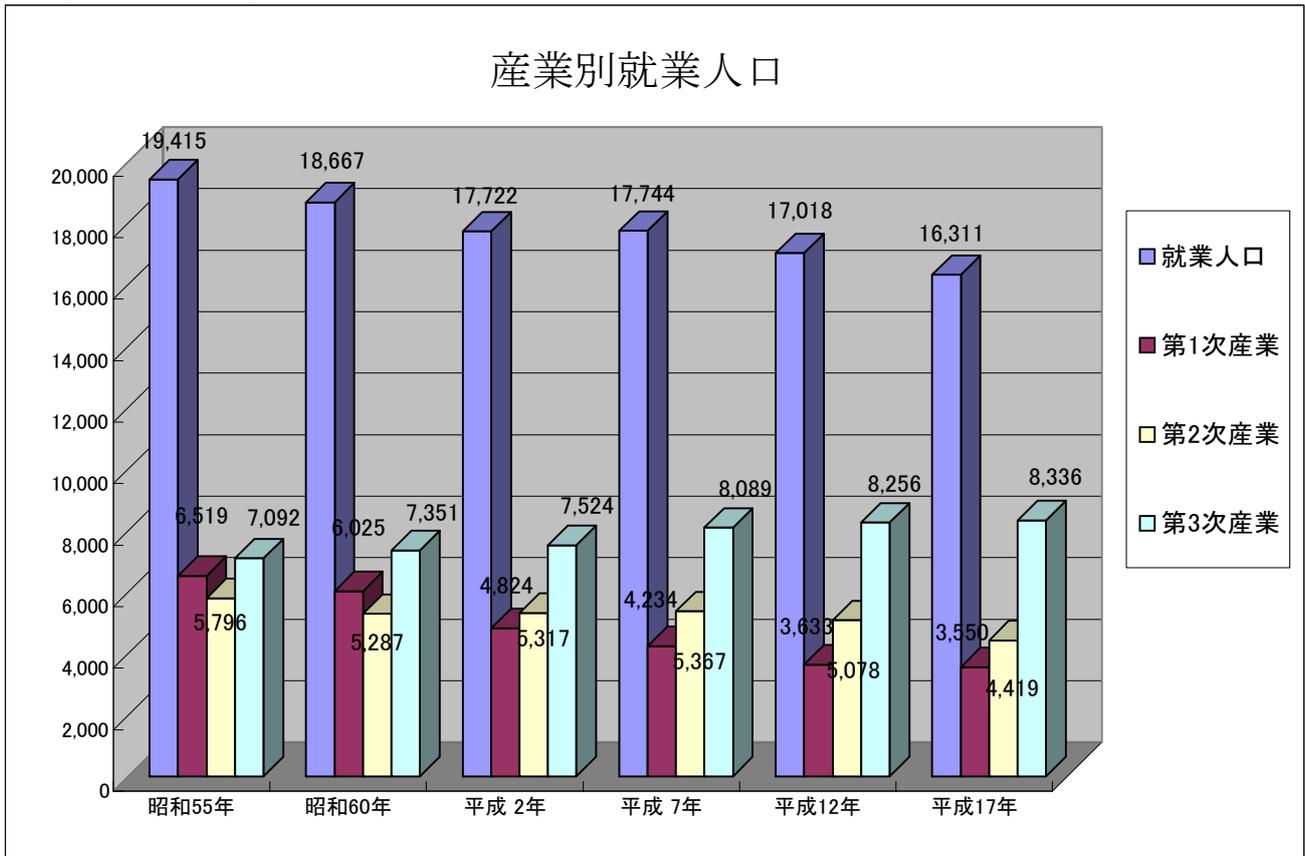
《図3》 西海市の年少人口の推移と推計



《図4》 西海市の高齢人口の推移と推計



(1) 市に関する基本データ
② 産業別就業人口



調査年	人口	就業人口	就業率	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
				構成比	構成比	構成比	構成比		
昭和55年	41,064	19,415	47.28%	6,519	33.6	5,796	29.9	7,092	36.5
昭和60年	39,670	18,667	47.06%	6,025	32.3	5,287	28.3	7,351	39.4
平成 2年	37,610	17,722	47.12%	4,824	27.3	5,317	30.1	7,524	42.6
平成 7年	36,327	17,744	48.85%	4,234	23.9	5,367	30.3	8,089	45.7
平成12年	35,288	17,018	48.23%	3,633	21.4	5,078	29.9	8,256	48.7
平成17年	33,744	16,311	48.34%	3,550	21.8	4,419	27.1	8,336	51.1

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況 (ア)公民館 (イ)文化施設

(平成20年4月1日現在)

区分	施設名	建設年	建物面積	施設内容	備考	
公立公民館	中央館	西彼教育文化センター	昭和59年	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		西海公民館	昭和50年	1,129㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		崎戸中央公民館	昭和55年	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	
	地区館	大串校区公民館	平成20年開設	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	西彼教育文化センターに併設
		崎戸校区公民館	平成20年開設	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	崎戸中央公民館に併設
		崎戸本郷公民館	昭和52年	481㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		江島公民館	昭和50年	316㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所江島出張所と併設
		平島公民館	昭和51年	338㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所平島出張所と併設
		多以良地区公民館	昭和59年	849㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		松島地区公民館	昭和54年	767㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		瀬戸地区公民館	不明	326㎡	日本間・ホール	
		雪浦地区公民館	昭和56年	788㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
文化財等保存公開施設	中浦ジュリアン記念公園	平成13年	1,100㎡	資料展示室・駐車場・トイレ		
	崎戸炭鉱記念公園	平成元年	8,198㎡	展望所・トイレ・駐車場		
	大瀬戸小田貝塚遺跡公園	平成14年	3,446㎡	猪垣・堀立柱建物跡・休憩所・駐車場・トイレ		
文化会館	大島農村勤労福祉センター	昭和53年	626㎡	ホール・集会室・ステージ・小会議室・ギャラリー		
	大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室		
	大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室		
	大島文化ホール	平成6年	1,777㎡	楽屋・親子室		
公立図書館(室)	西彼図書館	昭和57年	163㎡	蔵書数:48,015冊		
	西海図書室			蔵書数:28,805冊	西海歴史民俗資料館内に設置	
	大島図書館	平成3年	677㎡	蔵書数:43,213冊		
	崎戸図書室			蔵書数:8,046冊	崎戸中央公民館内に設置	
	大瀬戸図書室			蔵書数:19,504冊	大瀬戸歴史民俗資料館内に設置	
博物館相当施設	西海歴史民俗資料館	平成3年	1,141㎡	展示室・保管庫・図書室	西海図書室を併設	
	崎戸歴史民俗資料館	平成元年	671㎡	展示室・会議室・井上光晴文学室		
	大瀬戸歴史民俗資料館	昭和57年	884㎡	展示室・保管庫・会議室・図書室	大瀬戸図書室を併設	
青少年教育施設	大瀬戸青少年研修所	昭和57年	240㎡	集会室・研修室		

西海市文化財指定状況一覧

(平成20年4月1日現在)

指定区分	種別	件数
国	天然記念物	1
	史跡	1
県	史跡	4
	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	1
市	天然記念物	7
	史跡	14
	有形民俗文化財	3
	無形民俗文化財	4
	有形文化財	2
	合計	38

(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況

地区	施設名	開設年	敷地面積(m ²)	施設内容	夜間照明
西彼	八木原運動場	—	5,805	ソフトボール 1面	水銀灯4基
	上岳運動場	—	7,117	ソフトボール 1面 ゲートボール 2面	無
	西彼中央運動場	—	13,891	ソフトボール 2面 野球 2面	水銀灯 8基
	西彼 多目的運動公園	平成8年	24,334	野球 1面 ソフトボール 2面 テニスコート 2面 ゲートボール 1面 ジョギングロード	水銀灯 8基
	西彼総合体育館	平成10年	第1アリーナ 1387 ※フロア面積	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面	第1 72灯
第2アリーナ 312 ※フロア面積 武道館 522			バレーボール 1面 バドミントン 3面 柔道場 2面 トレーニング室、リハビリ室 123m ²	第2 武道場 24灯 50灯	
西海	西海 スポーツガーデン	平成5年	テニスコート 1,895	テニスコート 2面	
			ゲートボール場 2,010	屋根付ゲートボール場 4面	
			多目的運動場 18,128	運動場 ソフトボール 2面 軟式野球 1面 ラグビー 1面 サッカー 1面 陸上300mトラック	水銀灯 48基
			アスレチックス場 1,947.00		
			体験農園 52区画 1,040		
	体育館 フロア面積 2,043	バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 4面	水銀灯 48基		
	西海北運動場	昭和54年	多目的運動場 19,015	陸上競技 野球 1面 ソフトボール 2面 サッカー 1面 ゲートボール 10面	水銀灯 9基
西海太田和運動場	昭和58年	テニスコート 1,332	テニスコート 2面		
西海相撲場		多目的運動場 14,244	野球 1面 ソフトボール 2面	水銀灯 5基	
		ゲートボール場 700	ゲートボール 2面		
大島	大島運動公園	昭和50年 (改)	運動場 8,550	軟式野球 1面 ソフトボール 2面	8基
			ローンボール場 408	ローンボール 1面	
	大島体育館	昭和34年 (設) 昭和58年 (改)	1,060 ※フロア面積	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	48基
	大島武道館	昭和59年	400	剣道場 1面 柔道場 1面	28基
大島弓道場	昭和58年	750	弓道 5立	有	
大島	大島相撲場	昭和56年	射場 62.7 的場 21.6		
			49	相撲 1面	無
			575	大プール 25m×15m 7コース 小プール 20m×10m	無
大島西面体育館	昭和58年	505 ※フロア面積	バレーボール 1面 バスケットボール 1面	17基	
				幼児プール	

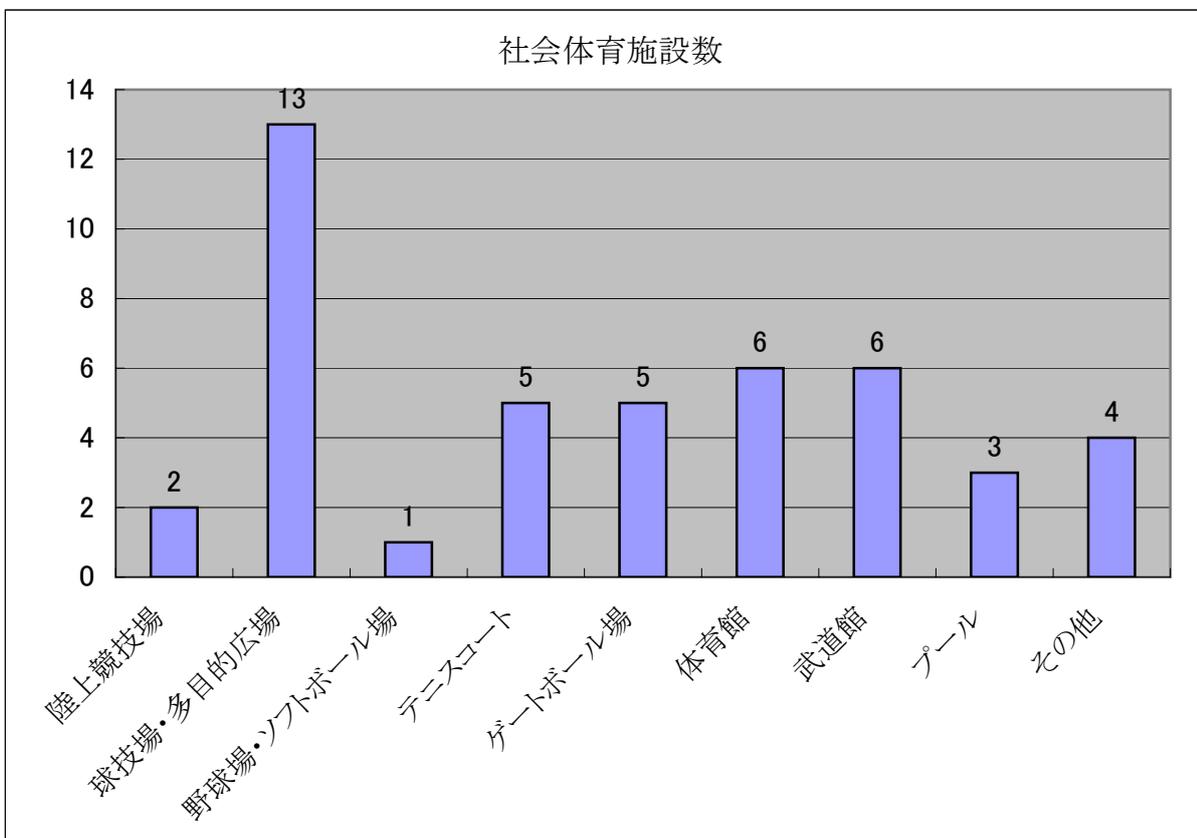
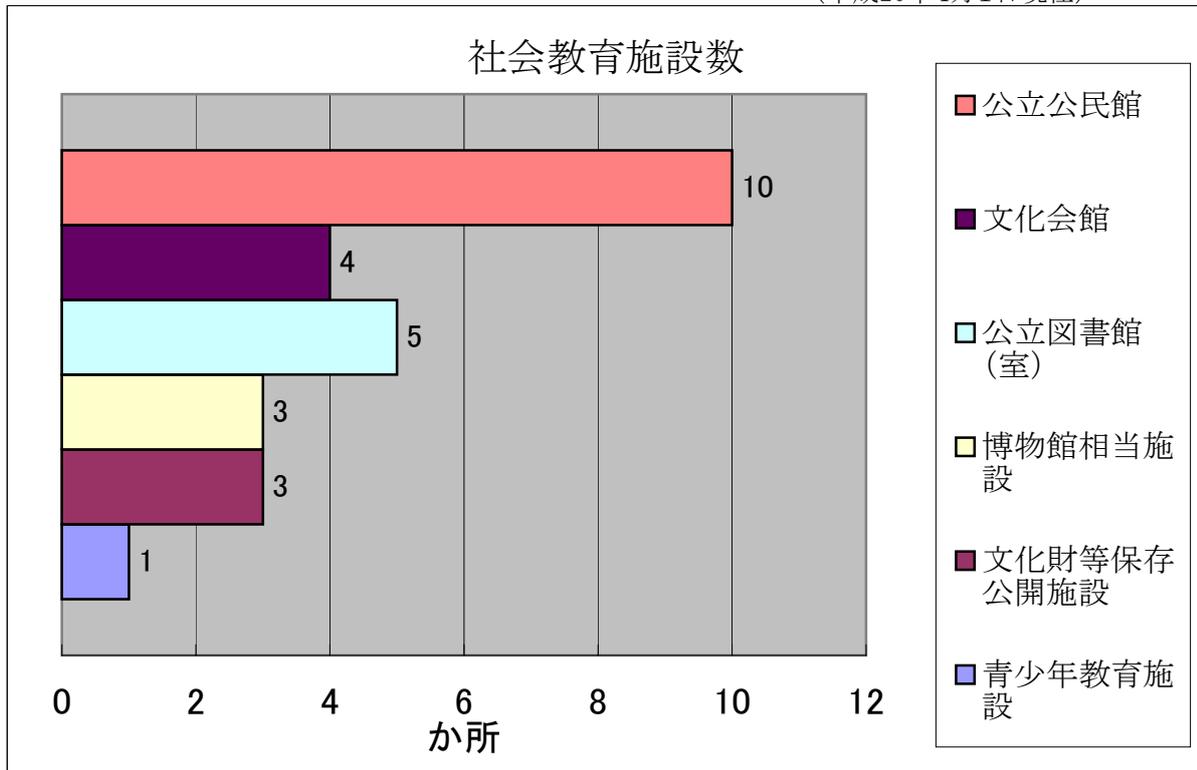
(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況

地区	施設名	開設年	敷地面積(m ²)	施設内容	夜間照明
	大島若人の森 総合運動公園	昭和57 ～63年	野球場 11,427 運動広場 18,000 多目的広場 12,250	硬式野球 1面 陸上競技400mトラック ラグビー 1面 サッカー 1面 アメリカンフットボール 1面 ソフトボール 1面	4基
		平成6年	室内練習場 441	野球、ソフト、ウェイトトレーニング	有
崎戸	崎戸総合運動場	昭和54年	ソフトボール場 10,914 ゲートボール場 660 テニスコート 1,444 総面積 13018	ソフトボール 2面 ゲートボール 2面 テニスコート 2面	水銀灯 9基
	崎戸体育館	平成5年	鉄筋RC造 1階 1,302 2階 395	バドミントン 6面 バレーボール 2面 柔道・剣道 4面 ランニングデッキ1周140m トレーニングフロア	有
	崎戸温水プール	平成4年	鉄筋コンクリート造 1,899 1階 1,331 (プール、採暖室、 更衣室等) 2階(会議室) 411	大プール(25m×7コース) 小プール	有
大瀬戸	大瀬戸 総合運動公園	昭和60年	大体育室 1,750 (50m×35m)	バレー 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 10面	水銀灯 400W×4 48基 1500ルクス
			小体育館 306 (22m×13.5m)	バレーボール 1面 柔剣道、卓球	水銀灯 200W×12基
			トレーニング室 120	体力診断テスト、用具一式、 トレーニング器機15台	
			陸上競技場 (第3種公認) 400m×トラック 17,230	陸上競技 8コース	
			アンツーカー サブグラウンド 11,227	野球、ソフトボール、 サッカー 2面	水銀灯 1000W×64基
			テニスコート 4,816 アンツーカー	テニス 5面	
			弓道場「碧水館」 334.35	弓道 6立	有
			家族広場 3,578	アスレチック遊具 15基	無
	多以良運動場	昭和54年	6,500	多目的広場	水銀灯 1000W×35基
	雪浦運動場	昭和54年	7,014	多目的広場	水銀灯 1000W×35基
大瀬戸プール	昭和49年		屋外プール(25m)7コース 幼児プール	無	

(1) 市に関する基本データ
 ③ 教育施設の状況

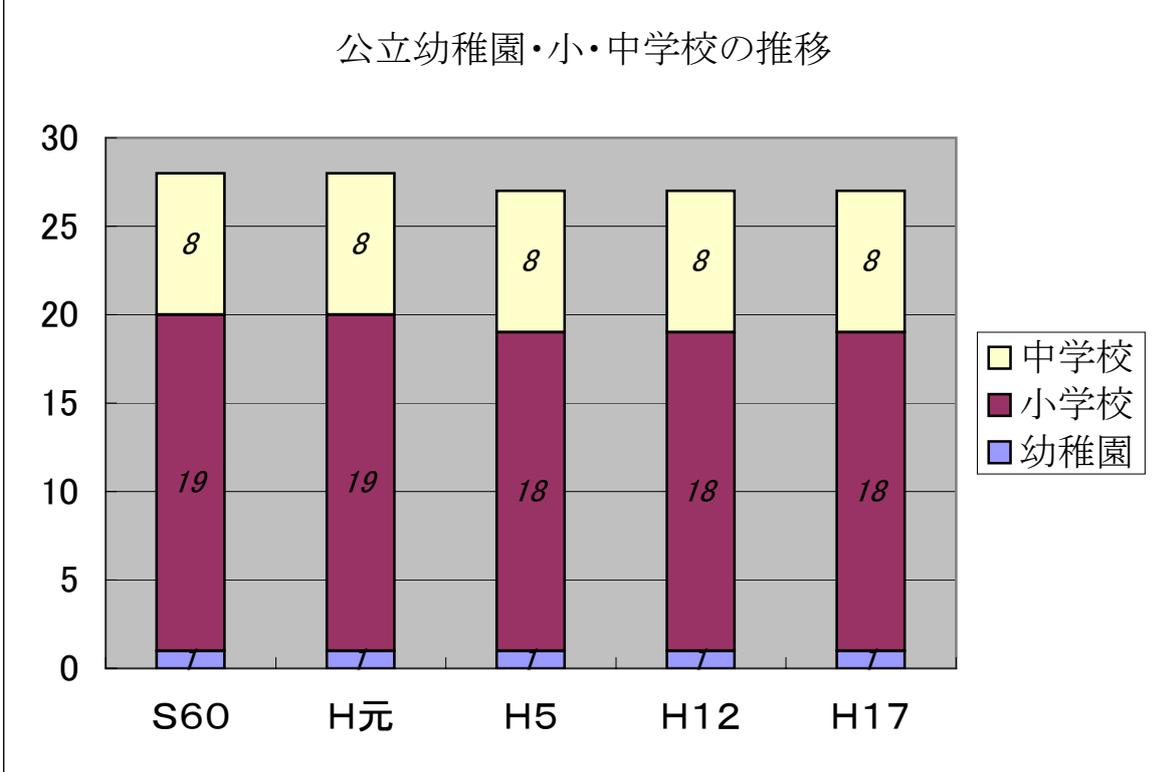
(平成20年4月1日現在)



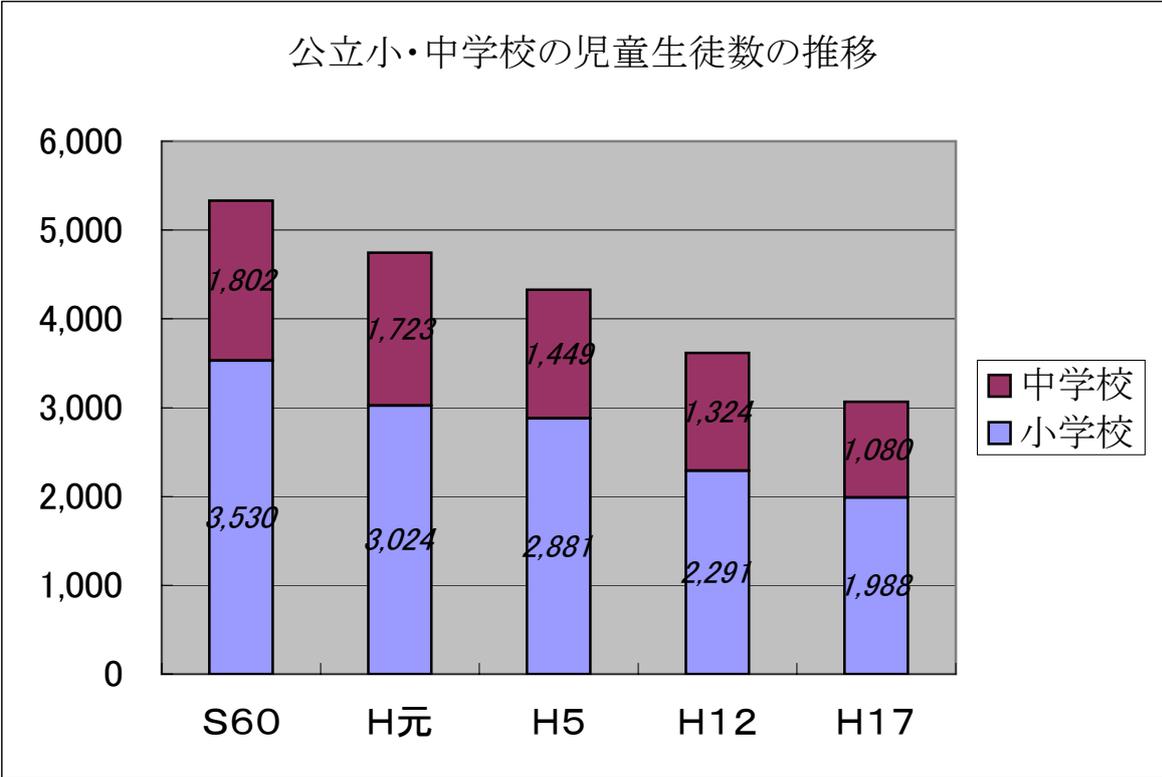
(2) 学校に関する基本データ

① 学校数

(平成20年5月1日現在)



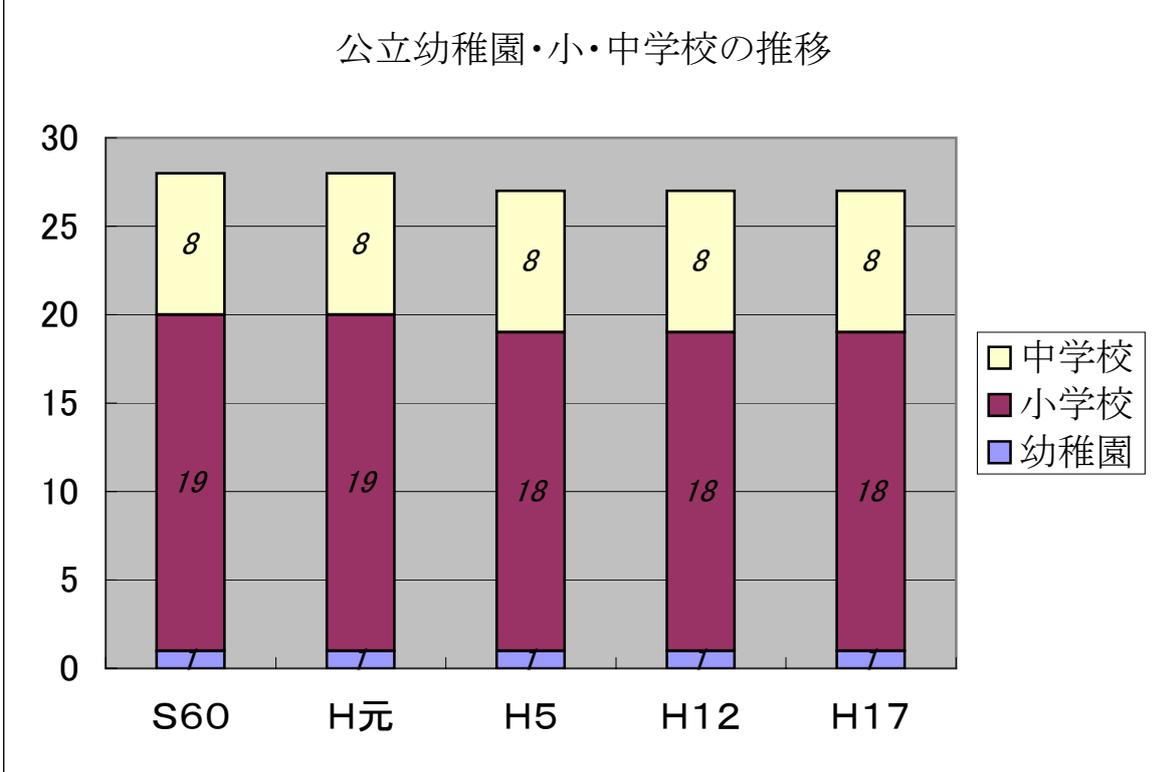
② 児童生徒数



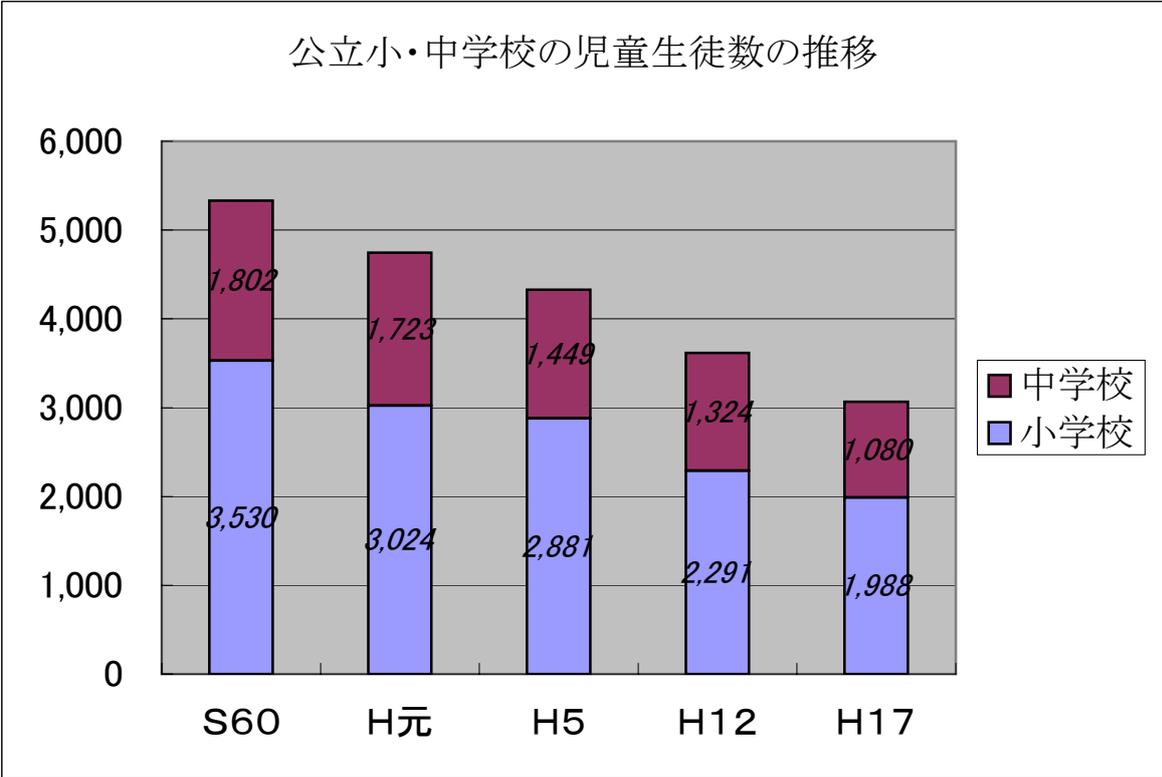
(2) 学校に関する基本データ

① 学校数

(平成20年5月1日現在)



② 児童生徒数



(2) 学校に関する基本データ
③教職員数 (平成20年度)

※教員・養護教諭には、産休・海外派遣等含む(講師・養護助教諭含)

(平成20年5月1日現在)

	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養職員	合計
1	亀岳	1	17	1	1	21
2	白似田	1	10	1	0	13
3	大串	1	9	1	0	12
4	西彼北	1	11	2	0	15
5	西海東	1	14	1	1	18
6	西海北	1	8	1	0	11
7	西海西	1	7	1	0	10
8	西海南	1	9	1	0	12
9	大島西	1	7	1	0	10
10	大島東	1	12	1	0	15
11	崎戸	1	9	1	0	12
12	平島	1	2	1	0	4
13	多以良	1	7	1	0	10
14	瀬戸	1	14	1	1	18
15	松島	1	5	0	0	7
16	雪浦	1	5	1	0	8
17	幸物	0	3	0	0	4
合計	16	16	149	16	3	200

	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養職員	合計
1	西彼	1	19	1	0	22
2	西海北	1	13	2	0	17
3	西海南	1	11	1	0	14
4	大島	1	13	1	2	18
5	崎戸	1	10	1	0	13
6	江島	1	4	0	0	5
7	平島	0	5	1	0	7
8	大瀬戸	1	16	2	0	20
合計	7	7	91	9	2	116

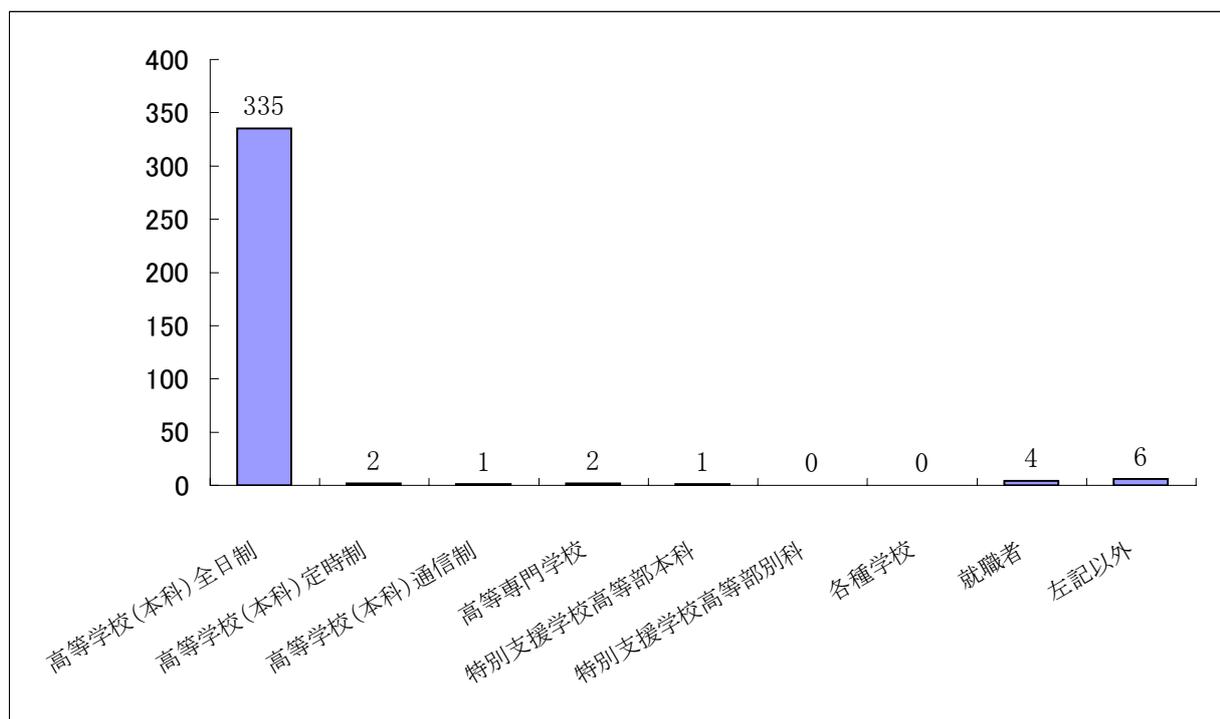
小中学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養職員	合計
合計	23	23	240	25	5	316

(2) 学校に関する基本データ

④ 高等学校への進学先

(平成20年3月末現在)

		高等学校等進学者						専門学校等	就職者	左記以外	計
		高等学校(本科)			高等専 門学校	特別支援学校高等部		各種学校			
		全日制	定時制	通信制		本科	別科				
西彼中	男	62			1				3	2	68
	女	48		1						3	52
	計	110	0	1	1	0	0	0	3	5	120
西海北中	男	36	1		1				1		39
	女	31									31
	計	67	1	0	1	0	0	0	1	0	70
西海南中	男	18									18
	女	12									12
	計	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30
大島中	男	24	0			1					25
	女	17	1							1	19
	計	41	1	0	0	1	0	0	0	1	44
崎戸中	男	5									5
	女	5									5
	計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
江島中	男										0
	女										0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平島中	男	3									3
	女	2									2
	計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
大瀬戸中	男	37									37
	女	35									35
	計	72	0	0	0	0	0	0	0	0	72
総計	男	185	1	0	2	1	0	0	4	2	195
	女	150	1	1	0	0	0	0	0	4	156
	計	335	2	1	2	1	0	0	4	6	351



(3) 教育財政に関する基本データ

①本市の財政状況

平成16年度から平成19年度までの決算状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 歳入総額	21,863,611	23,881,595	20,347,345	19,415,146
2 歳出総額	23,365,199	23,193,106	19,770,783	18,911,279
うち教育費		1,303,259	1,404,208	1,348,018
3 歳入歳出差引額	△ 1,501,588	688,489	576,562	503,867
4 翌年度へ繰り越すべき財源	0	70,664	39,412	22,948
5 実質収支	△ 1,501,588	617,825	537,150	480,919
実質収支比率 %	△ 13.90	5.28	4.56	4.13
6 単年度収支	△ 2,082,041	617,825	△ 80,675	△ 56,231
7 積立金	85,081	484,376	233,105	255,246
8 繰上償還金	170,354	0	251,860	12,028
9 積立金取り崩し額	747,000	0	0	9,522
10 実質単年度収支	△ 2,573,606	1,102,201	404,290	201,521
財 政 指 標 等				
11 基準財政需要額	—	9,212,694	9,287,997	9,106,357
12 基準財政収入額	—	3,082,934	3,228,927	3,159,511
13 標準財政規模	—	11,697,906	11,773,515	11,634,363
14 財政力指数	—	0.311	0.332	0.343
15 経常収支比率 %	—	95.0	95.2	96.3
16 公債費比率 %	—	17.7	18.6	17.0
債務負担行為を含む公債費比率 %	—	20.6	19.3	19.6
17 起債制限比率 %	—	12.6	12.7	11.5
18 実質公債費比率 %	—	—	17.6	16.1
19 積立金現在高	—	5,427,879	5,967,673	6,490,019
財政調整基金	—	1,004,921	1,238,026	1,483,750
減債基金	—	1,288,229	1,543,630	1,532,363
その他特定目的基金	—	3,134,729	3,186,017	3,473,906
20 地方債現在高	—	30,949,697	29,846,869	28,960,140
21 債務負担行為額	—	2,018,290	2,008,127	1,521,300

※平成16年度決算額は、旧西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の合算額です。

②一般会計に占める教育費の割合

平成16年度から平成19年度までの教育費決算状況とその割合

(単位：千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
2	歳出総額	23,365,199	23,193,106	19,770,783	18,911,279	
	教育費	2,068,194	1,303,259	1,404,208	1,348,018	
	教育費の占める割合 %	8.85	5.62	7.10	7.13	
	内 訳	教育総務費	297,497	246,380	204,444	207,255
		小学校費	616,570	259,135	280,006	298,815
		中学校費	226,482	155,039	183,340	194,560
		幼稚園費	23,627	40,986	37,872	39,938
		社会教育費	389,974	250,057	236,306	234,103
		保健体育費	514,044	351,662	462,240	373,347

※平成16年度決算額は、旧西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の合算額です。

③教育予算の状況

平成20年度当初予算の科目別明細

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	うち一般財源
教育費	1,339,813	1,221,632
教育総務費	221,391	205,322
教育委員会費	1,907	1,907
事務局費	171,302	169,168
教職員住宅費	22,423	8,488
外国青年招致費	25,759	25,759
小学校費	289,692	242,645
学校管理費	157,407	154,819
教育振興費	82,251	81,792
学校建設費	50,034	6,034
中学校費	166,934	155,280
学校管理費	76,639	74,874
教育振興費	82,370	79,981
学校建設費	7,925	425
幼稚園費	43,037	35,457
幼稚園費	43,037	35,457
社会教育費	238,982	220,679
社会教育総務費	138,622	137,405
公民館費	50,392	38,734
文化財保護費	3,180	2,879
図書館費	11,649	10,949
文化施設管理費	35,139	30,712
保健体育費	379,777	362,249
保健体育総務費	86,968	86,923
体育施設費	78,685	61,202
学校給食費	214,124	214,124

○教育基本法

[平成十八年十二月二十二日号外法律第二百十号]

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓（ひら）く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収

しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）」に改める。

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条

二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条

三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第一条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第一条

六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条（放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正）

- 3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項」に改める。
- 一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十八条
 - 二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項